

「地域未来投資促進法」活用で規制緩和 32ヶ所の農地をつぶして企業誘致



宇治市は今、都市計画マスタープランの全体構想の見直しを行っている。その中で、「産業立地検討エリア」を3カ所（小倉、榎島、白川）に位置づけていますが、「国道24号沿道地区（安田町五反坪、安田町鶴飼田、伊勢田町遊田）」への産業立地を優先的に進めていくとして、「地域未来投資促進法」に基づく「基本計画」を策定し、国の同意を得たと報告しました。

「地域未来投資促進法」とは・・・ 産業誘致先行で、農振地でも規制緩和で転用可能に

同法の目的は、「地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体や事業者の取り組みを支援すること」となっています。

事業者は、「基本計画」に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県の承認を得ること、となっています。

事業者の事業計画に先行して市は、土地利用の調整方針を記載した「土地利用調整計画」を策定して、都道府県の同意を得ること、となっています。

元々この地区は、法に基づく「農業振興地域」で、原則的に土地利用の転換ができないエリアです。

しかし市は、「基本計画」を策定する事により、例外的に農地転用に向けた協議が可能になるとしています。

市産業振興会議（10月1日開催）に「国道24号沿道地区」の企業立地計画が報告されましたが、Aやましろから「農地は商工業の予備軍なのか。日本の食料自給率は37%。宇治徳洲会病院移転の時、農地を潰したが、

農業振興あったのか、もっと農業振興考えるべき（洛タイ新報）」と厳しい意見が出されています。

また、32ヶ所の農地をな

党議員の質問に、企業誘致する農地の面積、地権者（農家）数について市は、農地面積は32ヶ所でフェニックスパーク（日産車体跡地）の2倍である、しかし、農家数は把握していないと答弁しました。企業誘致の面積

を決めながら、地権者数は分らないということはありません。

くす代わりとなるような農業振興策を質問すると、市の農業は大事であると言いつつついていないことも明らかになりました。

7社の参入を計画し、支援に・・・ 農地つぶしはやめるべき！

すでに市は、この事業に参加する事業者を7社とし、事業者の「地域経済牽引事業計画」の策定を支援していくとしています。

この地区は、市の農業基盤を担う重要な農地です。開発の面積は市農地の13.7%（農地台帳面積）を占めます。

市は、「交通インフラの強みを生かし、成長ものづくりや物流関連産業等を支援することにより」、「多様な働く場の創出、定住人口の確保を目指す」と説明しています。

しかし、ものづくりの拠点に32ヶ所の農地つぶしが必要なのか疑問です。むしろ物流倉庫の拠点になるのではと危

日本共産党宇治市議員団

団だより 2021年11月14日号

連絡先 Tel0774-22-3141

Fax0774-24-7884



ご意見をお聞かせください。